

不正競争防止法改正の方向性について

営業秘密の刑事的保護の導入

営業秘密とは

特許出願前の技術データ、製造ノウハウ、販売マニュアル、顧客情報等、事業に有用で管理された秘密情報。平成2年（1990年）に民事的保護規定を導入。

要件 = 秘密管理性（アクセス制限がされており、かつ秘密であることが客観的に認識可能なこと） + 有用性 + 非公知性

我が国の現状

世界規模での競争激化やIT化の進展等に伴い、営業秘密流出による競争力低下の懸念が増大。
（約8割の企業が刑事的保護に賛成）

諸外国の状況

90年代に入り、米（96年）独（86年）仏（92年）等のみならず、中国（97年）韓国（98年）までもが、営業秘密の不正取得等に刑事罰を導入強化。

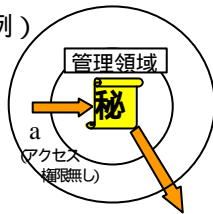
改正の方向性

営業秘密に係る、以下の行為類型に対して、刑事罰（親告罪）を導入。

ケース 1

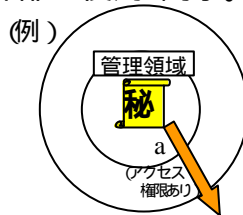
不正の競争の目的で、不正な方法（欺罔・暴行・脅迫・窃取等）により保有者の管理を破って営業秘密を取得・使用・開示。（例）

営業秘密を正当に取得した後、媒体を横領するような場合も、これに準じて考える。



ケース 2

役員・従業員等が保有者から示された営業秘密を、不正の競争の目的で、外部に使用・開示。（例）



留意点（3つの自由の担保）

内部告発の自由 / 報道の自由

企業の環境汚染等に関する情報は、営業秘密の要件を満たさないため保護されない。
不正の競争の目的がある場合（例 競合他社を利する目的）のみを処罰。

職業選択の自由

元従業員については【ケース1】の行為を処罰しない。ただし、退職前に不正に自宅等に持ち出す行為等は【ケース2】として処罰。

民事的保護の強化

相手方の侵害行為や、その損害額を立証することが困難であり、「侵害し得」の状況が生じている。他方、特許法等では、平成10年・11年の法改正以降、多額の賠償金を認める判決が出ている。

改正の方向性

特許法等と同様に

- 侵害行為の立証の容易化規定を導入
・文書提出命令の拡充 等
- 損害額の立証の容易化規定を導入
・逸失利益の立証容易化規定の導入
「被告の譲渡数量」×
「原告の単位数量あたりの利益額」で算定
・計算鑑定人制度の導入 等

ネットワーク化への対応

ネットワークを通じた商品の提供等の新たな流通・サービス形態が不正競争防止法の保護を受けうるかが不明確。

改正の方向性

商標法等と同様に、商品等表示を不正に使用した商品を電気通信回線を通じて提供する行為が不正競争行為に該当すること等を明確化。